

1 審査会の結論

鹿屋市長(以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となった公文書について、これを保有していないとして不開示とした決定は、鹿屋市情報公開条例(平成18年鹿屋市条例第16号。以下「条例」という。)の解釈及び運用を誤ったものではなく、妥当であると認められる。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

ア 本件の異議申立人は、鹿屋市情報公開条例(平成18年鹿屋市条例第16号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、平成18年2月1日付けで、「S61年～県営の土地改良事業 花岡町松ヶ迫地区の施工前の農振法による農用地指定とするにあたっての法手続きのとられた文書等の開示請求、事後手続きであればその時の法手続きのとられた文書等」について、開示請求を行った。

イ これに対して、鹿屋市長(以下「実施機関」という。)は、平成18年3月1日付け鹿農第114号で、不開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

ウ その後、本件処分を不服として、平成18年4月17日付けで、異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、公文書不開示に不服というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書、口頭意見陳述申出書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 農振法の農地指定は法手続きが必要である。

認可がとられているはずである（農振法第8条第3項）。

これらの公文書等が不存在というのはおかしい。

イ 不服申立てに関するこの法手続きの中には、異議申立制度や告示公告等なされるものであるが、不服申立人はこれらの法手続きが全くなされていないとし、異議を申し立てているものである。

現在において、農振法による農地指定がなされている根拠を示していただきたい。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された不開示理由説明書による説明の要旨は次のとおりである。

農業振興地域の整備に関する法律は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上有効利用と農業の近代化のため必要な施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、市においては、昭和49年3月に農業振興整備地域整備計画が制定された。

農業振興地域の指定に関する文書保存については、農業振興整備計画策定当初から「農用地利用計画変更認可申請関係綴」・「鹿屋農業振興地域整備計画の公告縦覧」など一連の関係文書の取扱いを、5年から10年としており、平成6年度以前分は、保存期間満了としてすでに廃棄処分されているため不存在であり、条例第11条第2項の規定により不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審査の経過
平成 18 年 6 月 26 日	諮問を受けた。
8 月 2 日	諮問の審議を行った。
10 月 31 日	諮問の審議を行った。 (異議申立人から意見を聴取)
11 月 28 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書について

異議申立人の請求内容に対応する公文書について、当審査会事務局職員をして、調査させたところ次のとおりであった。

合併前の鹿屋市における行政文書の取扱いは、合併前の「鹿屋市文書規程」(昭和 38 年鹿屋市訓令第 4 号。以下「文書規程」という。)に基づき行われており、昭和 61 年度の農政課文書処理簿に、農業振興地域整備計画の変更に関係すると判断される文書について、次のとおり記録されていることが確認された。

- (ア) 農業振興地域整備計画変更について(通知)
(昭和 61 年 6 月 20 日伺い 第 278 号)
- (イ) 農業振興地域整備計画変更認可申請書の提出について
(昭和 61 年 8 月 19 日県知事あて発信 第 436 号)
- (ウ) 農業振興地域整備計画変更の認可について(通知)
(昭和 61 年 8 月 22 日農政部長あて収受 第 448 号)
- (エ) 農業振興地域整備計画変更の認可について(通知)

(昭和61年8月22日農政部長あて収受 第449号)

また、(ア)から(エ)の文書の保存年数はいずれも5年と記載されていた。

イ 本件対象公文書の不存在について

文書規程では、文書の保存期間について、文書保存基準に基づき、永久保存、10年保存、5年保存、1年保存の4種類に分けられており、保存期間を経過した保存簿冊は、速やかに廃棄するものとして規定されていた。

したがって、本件対象公文書について、「保存期間が過ぎ既に廃棄されていたため保有していない」とする諮問実施機関の説明は、特に不自然、不合理とは言えない。

以上のことから、諮問実施機関が本件対象公文書について、これを保有していないとして不開示とした決定については、妥当であると判断する。

ウ その他の主張について

異議申立人は、農振法による農地指定の法手続きに関することについて主張しているが、これは開示請求制度とは別の問題であり、当審査会の権限外のことであるから、当審査会では特に判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

当審査会は、本件の審査を通じ、公文書の管理についても議論したので、それを踏まえ、次のとおり意見を付する。

本件は、情報公開条例施行前の公文書に対する開示請求であったが、公文書の適切な管理は、情報公開条例を運用するうえでの大前提であり、実施機関が積極的に公文書の公開を進めることにより、市民の市政への理解を深めることが肝要となっている。

したがって、今後の公文書の管理及び保存については、鹿屋市情報公開条例第21条の規定に基づき、適切に行われるよう要望する。